

平成26年12月22日

## 地方公共団体における任期付職員制度の活用状況

総務省では、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）に基づく任期付職員制度について、別添のとおり、平成26年4月1日時点における採用状況等及び活用事例集をとりまとめましたので、お知らせします。

1. 地方公共団体における任期付職員の採用状況等について
2. 任期付職員制度活用事例集について

(連絡先)

総務省自治行政局公務員部公務員課

担当：東課長補佐、野口係長

電話：(代表) 03-5253-5111

(内線) 5542

(直通) 03-5253-5542

FAX: 03-5253-5552

# 地方公共団体における任期付職員の採用状況等について

## 調査結果概要（速報値）

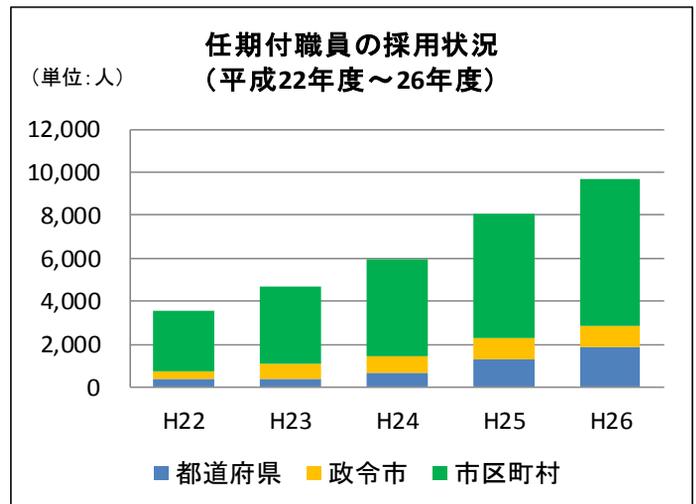
- 本調査は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）に基づく任期付職員制度について、平成26年4月1日時点における採用状況（注）を把握したものである。
- 調査対象団体は、都道府県、政令指定都市、市町村及び特別区（以下「市区町村」）である。
- 任期付職員を採用している団体は、都道府県で44団体、政令指定都市で17団体、市区町村で380団体であり、これら441団体における採用人数の合計は9,665人（前年度比1,606人増）である。
- 団体区分別の採用状況（参考1）は、都道府県では1,848人（前年度比529人増）、政令指定都市では993人（前年度比48人増）、市区町村では6,824人（前年度比1,029人増）と、いずれの区分も増加傾向となっている。
- 任用根拠別の採用状況（参考2）は、3条任期付職員で1,470人（前年度比287人増）、4条任期付職員で3,337人（前年度比975人増）、5条任期付職員で4,858人（前年度比344人増）となっており、いずれの区分も増加傾向にあり、特に4条任期付職員の増加が顕著となっている。

（注）採用状況とは、調査基準日（平成26年4月1日）において現に在職する者の数を集計したものの。

### <参考1> 任期付職員の採用状況の推移（団体区分別：過去5カ年）

（単位：人）

|           | H22   | H23   | H24   | H25   | H26   |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 都道府県      | 363   | 396   | 650   | 1,319 | 1,848 |
| 政令市       | 389   | 685   | 803   | 945   | 993   |
| 市区町村      | 2,838 | 3,591 | 4,480 | 5,795 | 6,824 |
| 合計        | 3,590 | 4,672 | 5,933 | 8,059 | 9,665 |
| 対前年増減(人)  | -     | 1,082 | 1,261 | 2,126 | 1,606 |
| 対前年伸び率(%) | -     | 30.1  | 27.0  | 35.8  | 19.9  |



### <参考2> 任期付職員の採用状況の推移（任用根拠別：過去5カ年）

（単位：人）

|                         | H22   | H23   | H24   | H25   | H26   |
|-------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 3条（専門的知識等）              | 645   | 675   | 850   | 1,183 | 1,470 |
| 4条・フルタイム（時限的な職）         | 707   | 1,057 | 1,338 | 2,362 | 3,337 |
| 5条・短時間勤務（時限的な職・提供体制の充実） | 2,238 | 2,940 | 3,745 | 4,514 | 4,858 |
| 合計                      | 3,590 | 4,672 | 5,933 | 8,059 | 9,665 |

## ○ 任期付職員制度の活用事例について

- 3条任期付職員では、医療やIT関係などの高度な専門性を有する職や、まちづくりや広報関係などの民間の知識・経験を有効に活用できる職に活用する事例がみられた。
- 4条任期付職員では、生活保護ケースワーカーなどの一時的な業務量の増加に対応するための職や、公立保育所の民営化までの間の保育業務など、一定の期間内で終了することが見込まれる職に活用する事例がみられた。
- 5条任期付短時間勤務職員では、延長保育などのサービス提供時間の延長や土日の窓口サービスの開始などの提供体制の充実に対応するため、臨時・非常勤職員を任用してきた職について、任期付短時間勤務職員の職として転換を図る事例がみられた。

## (参考) 任期付職員制度について

- 地方分権の進展に伴い、多様な任用・勤務形態を活用できるようにするため、
  - ・ 専門的な知識・経験を有する者を活用するための任期付職員制度を創設(平成14年)
  - ・ 業務量の増減やサービス提供体制の充実に対応するため、制度を拡充(平成16年)
- 任期付職員制度の特徴は以下のとおり。
  - ・ 本格的業務に従事可能
  - ・ 複数年(3年～5年以内)の任期の設定が可能
  - ・ フルタイム、パートタイムのいずれも可能
  - ・ 給料、手当の支給が可能

| 区分                                   | 要件   | 任期                 |
|--------------------------------------|--|--------------------|
| 1 任期付職員(専門的知識等)<br>(3条)<br>【平成14年創設】 | ① 高度の専門的知識経験等を有する者を一定の期間活用することが特に必要<br>② 専門的な知識経験を有する者を期間を限って業務に従事させることが必要 | 5年以内               |
| 2 任期付職員(時限的な職)<br>(4条)<br>【平成16年創設】  | ① 一定の期間内に終了することが見込まれる業務に従事<br>② 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事                 | 3年以内(特に必要な場合は5年以内) |
| 3 任期付短時間勤務職員<br>(5条)<br>【平成16年創設】    | ① 2の①②の場合<br>② 住民に対するサービスの提供時間の延長、繁忙時における提供体制の充実等<br>③ 部分休業を取得する職員の業務の代替   | 同上                 |



# 任期付職員制度 活用事例集

平成26年12月

総務省  
自治行政局公務員部公務員課



## まえがき

現在、各地方公共団体においては、多様化・高度化する行政ニーズに対応するため、任期の定めのない常勤職員のほか、事務の種類や性質に応じ、多様な任用・勤務形態が活用されています。各地方公共団体が組織において最適と考える任用・勤務形態の人員構成を実現することにより、最小のコストで最も効果的な行政サービスの提供を行うことが重要です。

任期付職員制度は、「本格的業務に従事する者」として位置づけられ、相応の給与や休暇等の勤務条件が適用されるほか、3年ないし5年以内という複数年の任期を設定できる制度であることから、各地方公共団体の行政運営において、最適と考える任用・勤務形態の人員構成を実現するための有用な手段の一つです。

このことから、平成26年の通知においては、各地方公共団体において臨時・非常勤職員の任用根拠ごとの趣旨に適合した任用の在り方を検討していく過程で、任期付職員制度の活用についても検討することについてお願いをいたしております。

今般、各地方公共団体における任期付職員制度の更なる活用についての検討に資するよう、任期付職員制度を積極的に活用されている地方公共団体の事例についてまとめた「任期付職員制度活用事例集」を作成しました。近年新たに任期付職員制度を導入した団体や臨時・非常勤職員に替えて任期付職員を任用した団体を中心に、当該団体における制度導入の経緯・背景等、具体的な活用状況や今後に向けての課題等をまとめたものです。

各地方公共団体におかれましては、本事例集も参考とされながら、それぞれの実情に即した形で、任期付職員制度の更なる活用についてご検討いただきますよう、お願いいたします。

最後に、本事例集を作成するに当たりまして、事例として掲載させていただいた団体におかれましては、お忙しい中、多大なるご協力をいただきましたことを、この場をお借りして、心より感謝申し上げます。



# 目 次

## 【指定都市】

- 1 新潟県新潟市 . . . . . 1
- 2 大阪府大阪市 . . . . . 3

## 【中核市】

- 3 大阪府枚方市 . . . . . 7

## 【その他の市・町村】

- 4 青森県六ヶ所村 . . . . . 9
- 5 福島県会津若松市 . . . . . 11
- 6 栃木県小山市 . . . . . 15
- 7 神奈川県逗子市 . . . . . 17
- 8 愛知県半田市 . . . . . 19
- 9 鳥取県鳥取市 . . . . . 21
- 10 岡山県真庭市 . . . . . 23



【任期付職員の主な活用事例】

| 分野                | 採用した職・業務              | 任用根拠              | 自治体(頁)                              |
|-------------------|-----------------------|-------------------|-------------------------------------|
| IT関係              | ICT監査業務               | 第3条               | 大阪市(P3)                             |
|                   | IT政策監(電子自治体化の推進等)     | 第3条               | 新潟市(P1)                             |
|                   | 電算システム改修業務            | 第3条・第4条           | 小山市(P15)                            |
| 一般事務等             | 一般事務(障がい者)            | 第5条               | 真庭市(P23)                            |
|                   | 秘書業務                  | 第5条               | 六ヶ所村(P9)                            |
|                   | 国勢調査業務                | 第4条               | 新潟市(P1)                             |
|                   |                       | 第5条               | 会津若松市(P11)、逗子市(P17)                 |
|                   | 地籍調査業務                | 第5条               | 小山市(P15)                            |
|                   | 窓口業務                  | 第5条               | 六ヶ所村(P9)、小山市(P15)                   |
|                   | 戸籍・住民票交付業務            | 第5条               | 小山市(P15)                            |
|                   | 18歳以下医療費無料化業務         | 第5条               | 会津若松市(P11)                          |
|                   | 税証明発行業務               | 第5条               | 会津若松市(P11)                          |
| 民間委託計画業務(図書館・博物館) | 第5条                   | 小山市(P15)          |                                     |
| 医療関係              | 医師                    | 第3条               | 枚方市(P7)、半田市(P19)                    |
|                   | 看護師                   | 第3条               | 枚方市(P7)                             |
|                   |                       | 第5条               | 六ヶ所村(P9)、真庭市(P23)                   |
|                   | 保健師・助産師               | 第5条               | 逗子市(P17)、真庭市(P23)                   |
|                   | 看護助手                  | 第5条               | 半田市(P19)                            |
|                   | 歯科衛生士                 | 第5条               | 六ヶ所村(P9)                            |
|                   | 管理栄養士・栄養士             | 第5条               | 小山市(P15)、逗子市(P17)、真庭市(P23)          |
|                   | 医療事務                  | 第5条               | 六ヶ所村(P9)                            |
| 教育研究関係            | 教育研究所所長               | 第3条               | 逗子市(P17)                            |
|                   | 教育政策監(教育ビジョンの進行管理)    | 第3条               | 新潟市(P1)                             |
|                   | 教員                    | 第3条               | 枚方市(P7)、小山市(P15)                    |
|                   | 校務員・学校用務員等            | 第4条               | 真庭市(P23)                            |
|                   |                       | 第5条               | 六ヶ所村(P9)、真庭市(P23)                   |
|                   | 幼稚園教諭                 | 第4条               | 枚方市(P7)、会津若松市(P11)                  |
|                   |                       | 第5条               | 半田市(P19)、真庭市(P23)                   |
|                   | 給食調理員                 | 第5条               | 六ヶ所村(P9)、逗子市(P17)、鳥取市(P21)、真庭市(P23) |
|                   | 社会教育主事                | 第5条               | 六ヶ所村(P9)                            |
|                   | 図書館サービス従事員・図書館業務・図書整理 | 第5条               | 枚方市(P7)、逗子市(P17)、半田市(P19)           |
| 図書館司書             | 第5条                   | 六ヶ所村(P9)、真庭市(P23) |                                     |
| 広報関係              | 情報発信・行政マネジメント等        | 第3条               | 大阪市(P3)、逗子市(P17)                    |
|                   | 企画・広報監(シティプロモーション等)   | 第3条               | 新潟市(P1)                             |
|                   | キャスター                 | 第4条               | 鳥取市(P21)                            |
| 産業振興関係            | スポーツ振興推進業務            | 第3条               | 逗子市(P17)                            |
|                   |                       | 第5条               | 小山市(P15)、逗子市(P17)                   |
|                   | 協働のまちづくり推進業務          | 第3条・第5条           | 逗子市(P17)                            |
| 文化プラザホール運営業務      | 第4条・第5条               | 逗子市(P17)          |                                     |
| 徴税関係              | 国民健康保険料徴収業務           | 第3条               | 大阪市(P3)                             |
|                   | 保育料等の徴収業務             | 第5条               | 六ヶ所村(P9)、会津若松市(P11)                 |
|                   | 窓口収納・滞納市税徴収業務         | 第5条               | 会津若松市(P11)                          |
|                   | 債権管理業務                | 第5条               | 新潟市(P1)                             |
| 土木・建築関係           | 防災戦略業務                | 第3条               | 逗子市(P17)                            |
|                   | 防災専門員                 | 第4条               | 半田市(P19)                            |
|                   | 防災業務                  | 第5条               | 逗子市(P17)                            |
|                   | 技師(土木・建築関係)           | 第4条               | 鳥取市(P21)                            |
|                   | 建築士                   | 第5条               | 六ヶ所村(P9)、真庭市(P23)                   |
| 福祉関係              | カウンセラー                | 第3条               | 逗子市(P17)                            |
|                   | 生活保護ケースワーカー           | 第4条               | 大阪市(P3)、枚方市(P7)                     |
|                   |                       | 第5条               | 新潟市(P1)                             |
|                   | 生活保護世帯の自立支援推進業務       | 第5条               | 会津若松市(P11)                          |
|                   | 保育士                   | 第4条               | 大阪市(P3)、枚方市(P7)、会津若松市(P11)          |
|                   |                       | 第5条               | 六ヶ所村(P9)、半田市(P19)、鳥取市(P21)、真庭市(P23) |
|                   | 療育支援保育士               | 第5条               | 真庭市(P23)                            |
|                   | 短時間保育従事員・保育補助         | 第5条               | 枚方市(P7)、半田市(P19)                    |
|                   | 子ども相談員・子育て支援員・母子自立支援員 | 第5条               | 逗子市(P17)、真庭市(P23)                   |
|                   | 留守家庭児童会室育成員・放課後児童指導員  | 第5条               | 枚方市(P7)、会津若松市(P11)                  |
|                   | 子ども・子育て支援新制度に係る認定等業務  | 第5条               | 会津若松市(P11)                          |
|                   | 介護支援専門員(ケアマネージャー)     | 第5条               | 六ヶ所村(P9)、真庭市(P23)                   |
|                   | 介護認定調査員               | 第5条               | 真庭市(P23)                            |
| 老人ホーム支援員          | 第5条                   | 真庭市(P23)          |                                     |
| 文化財保護関係           | 自然観察専門員・環境保全専門員       | 第5条               | 真庭市(P23)                            |
|                   | 文書館資料整理業務             | 第5条               | 小山市(P15)                            |
| その他               | 区長・所属長(局長)            | 第3条               | 新潟市(P1)、大阪市(P3)                     |
|                   | 監査業務                  | 第3条               | 大阪市(P3)                             |
|                   | 被災地派遣業務               | 第4条               | 大阪市(P3)                             |
|                   | 清掃技術員・清掃作業員           | 第4条               | 真庭市(P23)                            |
|                   |                       | 第5条               | 逗子市(P17)                            |
|                   | 一般廃棄物処理施設整備業務         | 第5条               | 逗子市(P17)                            |
|                   | 通訳業務                  | 第5条               | 六ヶ所村(P9)                            |
|                   | 運転技能員                 | 第5条               | 六ヶ所村(P9)                            |
|                   | 交通指導員                 | 第5条               | 半田市(P19)                            |
|                   | 斎場業務                  | 第5条               | 会津若松市(P11)                          |
|                   | 風評被害対策                | 第5条               | 会津若松市(P11)                          |
|                   | 施設管理員                 | 第5条               | 六ヶ所村(P9)                            |

# 新潟県新潟市

自治体情報  
担当課  
電話番号

新潟県新潟市  
総務部人事課  
直通 025-226-2489

人口  
面積  
職員数

804,641人  
726.10km<sup>2</sup>  
7,345人  
(平成26年4月1日現在)

## 任期付職員の活用状況 (平成26年4月1日現在)

|   |               |     |
|---|---------------|-----|
| 1 | 任期付職員法第3条第2項  | 3人  |
| 2 | 任期付職員法第4条     | 0人  |
| 3 | 任期付職員法第5条第1項  | 34人 |
|   | 〔生活保護ケースワーカー〕 | 26人 |
|   | 〔債権管理業務〕      | 8人  |

## 1 導入の経緯・背景等

- 平成16年度に特定・一般任期付職員（3条1項・2項）、平成18年度に4条任期付職員・任期付短時間勤務職員（5条）の条例を制定した。
- 制度導入後（条例制定後）、一定期間内の終了や業務増が見込まれる労働需要が発生した場合に、その都度、各職種の業務期間を考慮し、任期付職員を採用してきている。複数年にわたって人材を確保できるというメリットがあり、任期付職員での任用が可能なケースについては、積極的に当該制度を活用する方針である。
- 直近では、平成20年秋のリーマン・ショックの影響で生活保護受給者が急増し、生活保護ケースワーカーが不足したことから、平成23年度より、任期付短時間勤務職員（5条1項）の採用を行っており、現在の任期付職員の大半を占める。

## 2 具体的活用事例

### 【3条】

- ① 1項 企画・広報監（新潟市シティプロモーション等）、教育政策監（新潟市教育ビジョンの進行管理）、IT政策監（電子自治体化の推進等）、都市政策研究所主任研究員  
計5人【平成18年度～平成23年度】
- ② 2項 区長 3人【平成26年4月～】  
行政区8区のうち4区の区長を全国公募した。4区を公募区長で充てたうち、3区において任期付職員として採用した。

### 【4条】

- ① インターハイ・国体等の大会関係業務  
→ 大会の都度、適宜
- ② 国勢調査関係業務 2人  
【平成26年8月～平成28年1月】
- ③ 水と土の芸術祭準備業務  
・10人【平成23年8月～平成25年1月】  
・8人【平成26年8月～平成28年2月】

### 【5条】

- ① 1項 生活保護ケースワーカー 35人  
【平成23年度～】  
若い女性が多く、高い意欲を持って業務に取り組んでいる。任期付職員の経験を踏まえて正規職員の採用試験にチャレンジし、採用された事例もある。
- ※ 平成25年度末で3年間の任期終了を予定していた職員については、更に2年間任期を延長した。
- ② 1項 債権管理業務 8人【平成25年8月～】  
新潟市債権管理基本方針（平成25年3月）の未収金削減目標等を達成するまでの間、未収金の適正な管理・縮減のため、金融機関、不動産業、公共団体等で債権回収・整理などの業務経験がある者を債権管理業務の即戦力として採用し、債権管理課において、市債権の徴収困難事例などを担当。
- ③ 1項 潟の調査・研究 1人  
【平成26年12月～平成29年3月】

※ これまでは、臨時的任用としてきた職である。3年以内に「潟エコミュージアム（仮称）」の構想、施設整備について結論を出さないといけないという事情も踏まえ、任期付職員の職として採用者を決定した。



# 大阪府大阪市

自治体情報  
担当課  
電話番号

大阪府大阪市  
人事室人事課  
直通 06-6208-7431

人口  
面積  
職員数

2,680,258人  
223.00km<sup>2</sup>  
34,694人  
(平成26年4月1日現在)

任期付職員の活用状況 (平成26年4月1日現在)

|   |   |      |
|---|---|------|
| 1 | 任期付職員法第3条第1項・第2項                        | 30人  |
| 2 | 任期付職員法第4条第1項                            | 338人 |
|   | 〔生活保護業務 207人<br>保育士 127人<br>被災地派遣業務 4人〕 |      |
| 3 | 任期付職員法第5条                               | 0人   |

## 1 導入の経緯・背景等

- 今後の新しい市政を推進していくに当たり、幹部職員への民間人登用などを積極的に推進するため、専門的知識又は識見を有する者を一定の期間活用することが必要な場合に任期を定めて職員の採用を行うことができるよう、平成17年3月に「大阪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」を制定した。
- 以降、監査事務における「公認会計士」やITを活用した業務プロセスの改善を行うための「IT改革監」を任用するなど、専門的な知識・経験を生かした人材を3条任期付職員(1項・2項)として活用している。

## 2 具体的活用事例

- これまでの採用数  
【平成17年度～平成21年度】  
任期付職員法第3条 7人  
(監査業務 2人  
水道局のマネジメント改革業務 1人  
IT業務 1人  
医業収益改善業務 1人  
公平審査業務 1人、広報業務 1人)
- 【平成22年度】  
任期付職員法第3条 3人  
(監査業務 2人、産学連携業務 1人)  
任期付職員法第4条 249人  
(生活保護業務 196人、保育士 53人)

### 【平成23年度】

任期付職員法第3条 1人  
(広報業務 1人)  
任期付職員法第4条 66人  
(生活保護業務 59人、保育士 7人)

### 【平成24年度】

任期付職員法第3条 21人  
(区長 18人、監査業務 3人)  
任期付職員法第4条 41人  
(生活保護業務 37人、保育士 4人)

### 【平成25年度】

任期付職員法第3条 8人  
(所属長(局長) 2人  
科学技術振興業務 1人  
監査業務 4人  
交通局営業業務 1人)  
任期付職員法第4条 173人  
(生活保護業務 79人、保育士 90人  
被災地派遣業務 4人)

### 【平成26年度】

任期付職員法第3条 3人  
(ICT監査業務 1人  
国民健康保険料徴収業務 2人)  
任期付職員法第4条 66人  
(生活保護業務 44人、保育士 22人)

- 平成21年度に、市長をトップとした「生活保護行政特別調査プロジェクトチーム」において、生活保護世帯の急増に対応する実施体制の確保について検討し、市の限られた人材や厳しい財政状況等を鑑み、緊急的な措置として、平成22年5月より、ケースワーク業務に4条任期付職員を活用することとなった。  
急激な景気の後退による被保護世帯数の急増に伴う、ケースワーカーの大幅な不足に対し、4条任期付職員を活用することにより、実施体制の確保が図られ、生活保護の適正実施に寄与することができている。
- 平成25年度を目標とする「公立保育所の再編整備計画」に基づき民間委託など再編整備を進める一方で、増え続ける待機児童に対応するため、公立保育所の業務執行体制の確保に向け、平成22年4月より4条任期付職員を活用している。  
喫緊の課題である、増え続ける待機児童の解消について、4条任期付職員を活用することで、公立保育所の業務執行体制を確保することができている。
- その後も「大阪市職員基本条例」（平成24年6月施行）や「学校活性化条例」（平成24年7月施行）に基づき、区長や所属長について、3条任期付職員（1項・2項）を活用している。

### 3 勤務条件等（4条任期付職員）

- 生活保護業務及び保育士の採用に当たっては、社会福祉主事任用資格や保育士資格を有する者を要件としている。採用試験は、専門試験・口述試験・人物評価で行い、一般教養の試験は行っていない。これらの事務は、人事委員会から任命権者に委任している。
- 給与については、条例において、正規職員の初任給などを踏まえた単一号給を設定しており、任期中の昇給は行っていない。また、手当は本務職員と同様に支給している。
- 生活保護業務については、3年の任期が終了する際、人事評価の合計が5点中2点以下若しくは評価項目のいずれかが1点の職員以外は、任期を2年延長している。

平成24年度 任期付職員勤務評価シート [表]

|      |                      |
|------|----------------------|
| 評価期日 | 平成24年9月30日           |
| 評価期間 | H24. 4. 2～H24. 9. 28 |

|    |   |   |   |    |   |      |      |    |
|----|---|---|---|----|---|------|------|----|
| 所属 |   |   |   |    |   |      |      |    |
| 平成 | 年 | 月 | 日 | 採用 | 歳 | 職員番号 | フリガナ | 氏名 |

| 評価項目 |                | 着眼点 (例)   | 配分          | 1次評価         | 1次評価点          | 2次評価 | 2次評価点 |
|------|----------------|---|-------------|--------------|----------------|------|-------|
| 業績   | 仕事の成果          | 担当業務を正確かつ効率よく処理し、業務目的の達成と円滑な遂行に貢献したか。<br>疑問や問題意識を持ち、状況を把握するとともに、妥当な判断を下したか。<br>常に仕事の手順や段取りを考えて行動し、一定時間内に対応することができたか。  | 20%         |              |                |      |       |
| 能力   | 市民志向           | 法令を遵守するとともに、「市民の要請（市民のニーズ）」を正しく理解し、これに応えるよう日々の業務にあたったか。<br>来庁者や市民に対して丁寧かつ公正・公平、誠実な態度で応接していたか。<br>常にコスト意識とコプライブ意識を持ち、時間・経費面での効率性を意識し、かつ公正な職務を遂行できていたか。           | 15%         |              |                |      |       |
|      | 理解説明力          | 物事の意味を正しく理解するとともに、新しい事柄についてもその意味を正確に理解できていたか。<br>業務の目的、内容、自己の役割を的確に認識・把握し、適切な説明を行っていたか。<br>組織の方針や目的等を論理的に説明するなど、相手方の理解・納得を得るような折衝を行っていたか。                       | 10%         |              |                |      |       |
|      | 知識等の習得活用       | 担当業務に関する知識・技能(関連法規や機器操作等)を十分に理解し、仕事に活用していたか。<br>研修等を通じ、必要な情報を収集・調査・研究し、業務に対する理解度を高めていたか。<br>市の運営方針や運営状況を理解し、職務を遂行していたか。   | 15%         |              |                |      |       |
|      | 積極性            | 自ら担当業務に対して前例に固執することなく新たな手法を試みるなどチャレンジ的に取り組んでいたか。<br>建設的な意見やアイデアを上司や先輩職員に対しても自発的に提案していたか。<br>自ら業務一般にかかわって、改善や工夫などの提案を行っていたか。                                     | 10%         |              |                |      |       |
|      | 責任感            | 困難な状況下でも、期間内に自らの担当業務や役割を最後までやり遂げようとしていたか。<br>自己の職責を十分に認識し、他人に責任転嫁や責任回避をすることがなかったか。<br>自分の行った業務に対し、適切にフォローもしくはケアを行っていたか。   | 10%         |              |                |      |       |
| 組織運営 | 協調性            | 周りの職員と十分なコミュニケーションを図り、円滑な組織運営に貢献できていたか。<br>担当以外の業務であっても、組織の現状やその業務の状況を理解し、協力できていたか。<br>周りの職員とお互いの業務に関連する情報や意見の交換を行うなど、組織内の状況把握に努めていたか。                          | 10%         |              |                |      |       |
|      | 規律性            | 職員としての自覚と認識を持ち、服務規律を遵守するとともに、上司の指示・命令に従い誠実に業務を遂行していたか。<br>職員のモラル向上を図るなど、職場秩序の維持・向上に努めていたか。<br>自らが全体の奉仕者であることを常に念頭に置き、公務員としての信頼を失うことのないよう、社会規範に従った規律ある行動をとっていたか。 | 10%         |              |                |      |       |
| 合計   |                |   | 100%        |              |                |      |       |
| 評価指標 | 5点             | 4点  | 3点          | 2点           | 1点             |      |       |
|      | 期待レベルをはるかに上回った | 期待レベルを上回った  | 概ね期待レベルに達した | 期待レベルに達しなかった | 期待レベルに全く達しなかった |      |       |

(評価者間での確認事項等)

平成24年度 任期付職員勤務評価シート [裏]

|          |  |      |  |
|----------|--|------|--|
| 職員<br>番号 |  | フリガナ |  |
|          |  | 氏名   |  |

|           |        |
|-----------|--------|
| 評価者<br>総評 | 第1次評価者 |
|           | 第2次評価者 |

|          |   |        |                |  |      |
|----------|---|--------|----------------|--|------|
| 勤務<br>状況 | (1) 勤怠等の状況  | (2) 内容 | 職務<br>への<br>適性 | (1) 現在の職務に対する<br>適性  | (理由) |
|          | <input type="checkbox"/> 欠勤 <input type="checkbox"/> 遅参・早退<br><input type="checkbox"/> 病気休暇 <input type="checkbox"/> 病気休職<br><input type="checkbox"/> 公務災害 <input type="checkbox"/> 懲戒処分等<br><input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他 |        |                | <input type="checkbox"/> 大変適している<br><input type="checkbox"/> 適している<br><input type="checkbox"/> やや適正を欠く<br><input type="checkbox"/> 適性がない |      |

|            |        |        |
|------------|--------|--------|
| 評価者<br>記入欄 | 第1次評価者 | 第2次評価者 |
|            | 印      | 印      |

|       |   |
|-------|---|
| 最終確認者 | 印 |
|-------|---|

# 大阪府枚方市

自治体情報  
担当課 大阪府枚方市  
電話番号 総務部人材育成室人事課  
直通 072-841-1281

人口 407,558人  
面積 65.08km<sup>2</sup>  
職員数 2,537人  
(平成26年4月1日現在)

## 任期付職員の活用状況 (平成26年4月1日現在)

|   |  |      |
|---|--|------|
| 1 | 任期付職員法第3条第1項・第2項                                       | 69人  |
| 2 | 任期付職員法第4条第1項   | 109人 |
|   | 〔保育士 93人<br>生活保護ケースワーカー 14人など〕                         |      |
| 3 | 任期付職員法第5条第1項・第2項                                       | 297人 |
|   | 〔留守家庭児童会室育成員 119人<br>図書館サービス従事員 36人<br>短時間保育従事員 26人など〕 |      |

## 1 導入の経緯・背景等

- 平成17年3月に策定した職員定数基本方針に基づき、平成25年4月までに平成16年4月比で全会計において770人の正職員を削減することを目標に職員数の適正化を進める一方、少子高齢化や人口減少が加速する中、行政サービスの水準を維持し、将来にわたって安定した財政基盤を構築するため、行政サービスの在り方や、正職員が担う業務を精査し、任期付職員など多様な任用形態を有効に活用することとした。

※ 平成16年12月「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」制定 (平成17年4月施行)

## 2 具体的活用事例

- 導入に当たっては、任期付職員法の要件 (一定の期間内に終了、一定の期間内に限り業務量の増加、サービス提供時間の延長、体制の充実など) に該当する職については、4条任期付職員又は任期付短時間勤務職員とし、その他一定の専門性を要する職については、特別職非常勤職員として整理を行った。
- 公立保育所民営化計画を踏まえた任期付保育士の採用など、職員を配置することで将来的に過員になることが見込まれる職において、4条任期付職員を活用している。

- これまでの在職者数 (各年度4月1日現在)  
【平成17年度】

任期付職員法第5条 286人  
(留守家庭児童会室指導員 82人  
図書館・分室勤務者 53人  
短時間保育従事員 70人など)

### 【平成20年度】

任期付職員法第3条第1項 3人  
(医師 3人)  
任期付職員法第4条 30人  
(保育士 30人)  
任期付職員法第5条 272人  
(留守家庭児童会室指導員 73人  
図書館・分室勤務者 43人  
短時間保育従事員 59人など)

### 【平成23年度】

任期付職員法第3条第1項・第2項 19人  
(看護師 2人、幼稚園講師 17人)  
任期付職員法第4条 106人  
(保育士 91人  
生活保護ケースワーカー 9人など)  
任期付職員法第5条 282人  
(留守家庭児童会室育成員 107人  
図書館・分室勤務者 34人  
短時間保育従事員 44人など)

### 【平成26年度】

任期付職員法第3条第1項・第2項 69人  
(医師 1人、看護師 2人  
教員・幼稚園講師 60人など)  
任期付職員法第4条 109人  
(保育士 93人  
生活保護ケースワーカー 14人など)  
任期付職員法第5条 297人  
(留守家庭児童会室育成員 119人  
図書館サービス従事員 36人  
短時間保育従事員 26人など)

### 3 臨時・非常勤職員を任用してきた職種からの転換事例 (任期付職員法第5条第2項での採用例)

- 留守家庭児童会室指導員  
市内45箇所の留守家庭児童会室（放課後児童クラブ）における、夕方以降の時間帯を含む在籍児童の生活指導・学童保育業務等に従事。
- 図書館・分室勤務者  
市立図書館における平日の夕方以降の時間帯や、土日を含めたサービスの充実、図書館分室におけるサービス提供範囲の充実のため、図書館業務に従事。
- 短時間保育従事員  
公立保育所における保育サービスの充実のため、朝・夕の延長保育時間等における、乳幼児の保育等に従事。

### 4 勤務条件等

- 4条任期付職員及び任期付短時間勤務職員の任期については、原則、採用時から3年の任期で任用しているが、その職を必要とする期間により3年以下で任用している場合もある。任期の更新はしていない。
- 4条任期付職員の給料について、初回任用時においては、条例で、職種にかかわらず一律（151,600円）とした。また、任期終了後、再度の採用試験により任用された場合は、職務の専門性等に鑑み、1号上位（12段階の号給）に格付している。（任期付短時間勤務職員については、上記の額を勤務時間数に応じて割り落とした額としている。）
- 4条任期付職員及び任期付短時間勤務職員の再度の任用については、任期終了後、再度の採用試験により改めて同一の者を任用することは可能としている。その場合の任用回数の上限は設けていない。

### 5 更なる活用に向けた課題と対応

- 今後の任期付職員の活用についても法の趣旨に基づき、一定期間に限り業務量の増加が見込まれる業務や、一定期間内に終了が見込まれる業務などが発生した場合には活用していく。
- 4条任期付職員及び任期付短時間勤務職員の再度の任用の手続については、これまでの知識や経験を踏まえ一次試験免除の取扱いとしているが、今後も在職者の知識や経験を踏まえた能力実証の在り方について検討が必要である。
- 生活保護ケースワーカーについては、平成23年度当時は一定期間の業務量の増加（受給世帯数の増加）に伴い、4条任期付職員として採用したが、業務量が一時的な増加ではなく、恒常的な業務になっており、任期付職員のまま良いのか議論の対象となった。  
そこで、職員定数基本方針において、導入当初の一時的な業務ではなく恒常的な業務に変化していることを理由に、正職員に置き換える必要があると整理し、今後の職員採用計画に反映していく。

# 青森県六ヶ所村

自治体情報  
 担当課 青森県六ヶ所村  
 総務部門総務課  
 電話番号 代表 0175-72-2111 (内線 223)

人口 10,972人  
 面積 253.01km<sup>2</sup>  
 職員数 215人  
 (平成26年4月1日現在)

## 任期付職員の活用状況 (平成26年4月1日現在)

- 1 任期付職員法第3条 0人
- 2 任期付職員法第4条第1項 10人  
 (指導主事 2人、教諭 8人)
- 3 任期付職員法第5条第1項・第2項 73人  
 (秘書業務 1人、窓口業務 13人、徴収業務 2人、  
 通訳業務 2人、建築士 1人、保育士 20人、  
 司書 4人、社会教育主事 1人、  
 学校用務員等 17人、調理師 3人、  
 運転技能員 3人、施設管理員 4人、  
 看護師等 2人)

## 1 導入の経緯・背景等

- 従前は、資格を要する業務等、専門性の高い職種及び実務経験者を非常勤職員として採用していたが、任用期間が1年であり雇用が安定しないことや、専門性が高く業務責任が伴う処遇の確保といった面で課題があった。

そこで、平成20年3月に「六ヶ所村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」を制定し、任期付職員制度を導入した。

## 2 具体的活用事例

- 平成20年度は、教育の充実や学力の向上を図るための計画の策定及び教員の指導を行う目的で、当該業務が完了するまでの間、指導主事を4条任期付職員(フルタイム)として採用した。

その後、策定された計画等に基づき、村内小中学校に、村費負担教職員として各校に1人ずつ4条任期付職員を採用した。教員については、県に配置増員を要望しており、対応がなされた場合は過員となることから、4条任期付職員とした。現在、指導主事2人、教諭8人の計10人の4条任期付職員を採用している。

- 任期付短時間勤務職員については、平成22年度から採用を実施している。

それまで、臨時・非常勤職員で対応していた職種について、任用面での処遇改善や人材確保を図るため、任期付短時間勤務職員の職として転換を図った。

なお、採用に当たっては、面接試験を実施したが、その際、過去の実務経験について考慮要素の一つとした。

### 【平成22年度採用職員】 (任期付短時間勤務職員)

| 職種        | 採用人数(人) | うち任期付職員の職として転換する前の臨時・非常勤職員の数(人) |
|-----------|---------|---------------------------------|
| 秘書業務      | 1       | 1                               |
| 窓口業務(※)   | 8       | 7                               |
| 通訳業務(※)   | 2       | 1                               |
| 建築士       | 1       | 1                               |
| 保育士       | 13      | 10                              |
| 看護師等      | 3       | 2                               |
| 歯科衛生士     | 1       | 1                               |
| 介護支援専門員   | 1       | 1                               |
| 医療事務      | 4       | 3                               |
| 司書        | 3       | 2                               |
| 社会教育主事(※) | 1       | 1                               |
| 社会体育指導員   | 1       | 0                               |
| 学校用務員等    | 8       | 8                               |
| 施設管理員     | 4       | 4                               |

※ 5条2項で採用。その他の職は、職員を配置することで将来的に過員になることが見込まれる(指定管理者制度の導入、民営化等)職として、5条1項で採用している。

### 3 勤務条件等

- 任期付短時間勤務職員の給与については、再任用短時間勤務職員の給料表を読み替えることとした。
- 4条任期付職員の給与については、教員という職の専門性に鑑み、教育職給料表を適用し、定期昇給を実施している。
- 4条任期付職員及び任期付短時間勤務職員については、任期は原則3年。任期終了後は、改めて職種の必要性を判断し、公募により採用試験を実施している。同一の者の再度の任用の制限は設けていない。  
なお、同一の者が応募した場合は、所属長からの評価書による従前の勤務実績を考慮している。

### 4 更なる活用に向けた課題と対応

- 任期付職員制度を長期にわたって採用することについては、課題があることから（原則は正規職員が行うべきとの考え方及び任期終了後にその職種の期限性の問題が発生すること等）、常に業務の見直し、指定管理者制度の導入や必要であれば正規職員の採用などを検討することとしている。
- 正規職員の採用が限られる現状から、任期付短時間勤務職員で担う職種や業務を明確にした上で運用していくことも行政運営の一つの方針と考えられる。多様な行政ニーズに合わせて、任用形態をさらに工夫し、運用を検討していきたい。

# 福島県会津若松市

自治体情報  
担当課  
電話番号

福島県会津若松市  
総務部人事課  
直通 0242-39-1213

人口 123,823人  
面積 383.03km<sup>2</sup>  
職員数 994人

(平成26年4月1日現在)

任期付職員の活用状況 (平成26年4月1日現在)

|   |  |     |
|---|--|-----|
| 1 | 任期付職員法第3条第2項   | 1人  |
| 2 | 任期付職員法第4条第1項<br>(保育士 13人など)  | 19人 |
| 3 | 任期付職員法第5条第1項・第2項<br>(福祉関係(子ども・子育て支援新制度に係る認定等業務等) 14人<br>徴税関係(窓口収納・滞納市税解消業務等) 8人など) | 35人 |

## 1 導入の経緯・背景等

- 厳しい財政状況の下でより一層の行政運営の効率化を実現するため、「定員管理計画」(平成17年11月～平成22年4月)において、任用・勤務形態の弾力化と多様化の具体策として、任期付職員制度の導入の検討を行い、平成18年4月に「会津若松市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」を制定した。

## 2 具体的活用事例

- これまでの採用数

【平成19年度～平成21年度】

任期付職員法第5条 35人  
(税証明発行業務(※) 3人  
窓口収納・滞納市税徴収業務 4人  
住居表示業務 2人  
生活保護世帯の自立支援推進業務 4人  
障害者自立支援法に関する業務 3人  
保育士(※) 12人  
課税調査業務 1人  
国勢調査業務 2人  
保育料等の徴収業務 2人  
史跡整備・広域観光業務 2人)

【平成22年度】

任期付職員法第5条 12人  
(公共交通関係業務 1人  
税証明発行業務 3人  
窓口収納・滞納市税徴収業務 2人  
生活保護世帯の自立支援推進業務 2人  
障害者自立支援法に関する業務 1人  
国勢調査業務 2人  
放課後児童指導員(※) 1人)

【平成24年度】

任期付職員法第3条第2項 1人  
(観光業務)  
任期付職員法第4条 10人  
(保育士 9人  
幼稚園教諭 1人)  
任期付職員法第5条 12人  
(住居表示業務 1人  
斎場業務 2人  
生活保護世帯の自立支援推進業務 1人  
障害者自立支援法に関する業務 3人  
観光業務 3人  
18歳以下医療費無料化業務 2人)

【平成25年度】

任期付職員法第4条 6人  
(保育士)  
任期付職員法第5条 8人  
(税証明発行業務(※) 3人  
斎場業務 1人  
健康指導業務 2人  
観光分野における風評被害対策 1人  
農業分野における風評被害対策 1人)

- 各種税証明等の交付に係る市民の利便性の向上(税証明発行業務)、市営各保育所における保育業務の充実(保育士)といったサービスの提供体制の充実対応(※部分)として、任期付職員法第5条第2項での採用。その他の職は、一時的な業務量増への対応等として、第1項での採用。

- 保育士については、平成20年度までは臨時的任用職員を採用していたが、行政サービスの質を維持していくため、平成21年度は当該職種について任期付短時間勤務職員(5条2項)の職として転換。その後、2つの公立保育所と2つの公立幼稚園の統合・民営化が具体化したことやローテーション勤務を考慮して、平成24年度以降は当該職種について、4条任期付職員の職として職員を採用することにした。

### 3 導入に当たっての検討事項等

- 任期付短時間勤務職員の導入に当たっては、「各任用形態の業務の在り方について」の考えを基に、任期付職員に担わせる具体的な業務内容や役割、他の任用形態の職員との役割分担の明確化に努めた。

#### 【参考資料】

- 4条任期付職員及び任期付短時間勤務職員について、任期は3年から5年以内の複数年であり、再度の採用試験により改めて同一の者を任用することは可能としている。また、再度の任用に当たっては、公平性の観点から、競争試験の結果によって採用を決定している。

競争試験を課すことから、採用についての公平性と透明性を確保することができ、庁内では得難い民間企業での経験や技能を吸収することもできた。

- 4条任期付職員及び任期付短時間勤務職員は、職務の責任の度合いに応じて決定された等級に応じた単一号給で運用している一方で、今後の課題として、競争試験による再度の任用を経て職務経験を重ねスキルアップしている職員が出てきており、そうした職員の給与の在り方について検討が必要である。

### 各任用形態の業務の在り方について

| 区分                             | 業務  | 例（徴税業務の場合）  |
|--------------------------------|---|---|
| 任期の定めのない常勤職員                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政策・企画立案業務、指導調整業務、管理監督業務及びその他の恒常的業務のうち政策判断を要する業務を基本に配置する。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     高度の専門知識、識見等を要する業務は、特定任期付職員又は一般任期付職員の対応を検討する。                 </div> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 困難度の高い滞納事案の処理</li> <li>○ 本人との折衝、不納欠損処理の判断、庁内調整 など</li> </ul>   |
| 再任用職員                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指導調整業務及び恒常的業務で、これまでの経験・知識・技能等が活かせる業務を基本に配置する。</li> </ul>   |   |
| 任期付職員<br>（4条任期付職員及び任期付短時間勤務職員） | 任期付職員法の条件に該当する業務であって <ul style="list-style-type: none"> <li>○ これまで任期の定めのない常勤職員が担ってきた業務のうち比較的困難度の低い業務を基本に配置する。</li> <li>○ これまで臨時的任用職員が担ってきた業務について、住民の権利・義務に影響を与える意思決定の前提となるもの等、行政責任上、正規職員の配置が望ましい業務に配置する。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 窓口収納業務（申請内容のチェック、システムデータの入力など）</li> <li>○ 財産調査業務</li> <li>○ 滞納処分業務（書面調査・処分、困難度の低い滞納事案の処理など）</li> </ul> |
| 臨時的任用職員                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急の場合、季節的な繁忙事務、産前産後休暇・病気休暇、中途退職者の対応に係る補助的業務を基本に配置する。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申請書類の整理</li> <li>○ 発送業務 など</li> </ul>  |



| 区分         | 業務   |
|------------|--|
| （特別職）非常勤職員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 専門性や知識経験を必要とする相談業務等を基本に配置する。</li> </ul> |



# 栃木県小山市

自治体情報  
担当課  
電話番号

栃木県小山市  
総務部職員活性課  
直通 0285-22-9362

人口  
面積  
職員数

165,285人  
171.61km<sup>2</sup>  
1,140人

(平成26年4月1日現在)

任期付職員の活用状況 (平成26年4月1日現在)

|   |                  |     |
|---|------------------|-----|
| 1 | 任期付職員法第3条第1項・第2項 | 4人  |
| 2 | 任期付職員法第4条        | 0人  |
| 3 | 任期付職員法第5条第1項     | 16人 |
|   | 〔地籍調査業務          | 3人〕 |
|   | 〔文書館資料整理業務       | 6人〕 |
|   | 〔一般行政職(窓口業務等)    | 7人〕 |

## 1 導入の経緯・背景等

- 「小山市行革大綱」(H17～H21)において、行財政運営の健全化に向けた重点施策として効率性・有効性の視点からの市政運営の在り方の見直しを掲げ、民間委託や指定管理者制度等の新たな公共サービス手法の導入を推進する一方で、引き続き行政が担うべき事務については、任期付制度を活用することが有効であると判断し、平成17年3月に「小山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」を制定し、平成18年1月から運用を開始した。

## 2 具体的活用事例

- これまでの採用数

【平成17年度～平成21年度】

任期付職員法第5条第1項 9人

(地籍調査業務 3人

埋蔵文化財の発掘調査業務 1人

文書館資料整理業務 2人

博物館・美術館運営業務 1人

商業施設内での市民課窓口サービス提供業務 2人)

任期付職員法第5条第2項 2人

(戸籍・住民票交付業務【出張所の新規開設】 1人

戸籍・住民票交付業務【土日窓口サービスの開始】 1人)

【平成22年度】

任期付職員法第4条第1項 1人

(電算システム改修業務 1人)

任期付職員法第5条第1項 5人

(スポーツ振興業務 1人

地籍調査業務 1人

文書館資料整理業務 1人

市民課窓口サービス提供業務 1人

商業施設内での市民課窓口サービス提供業務 1人)

【平成23年度】

任期付職員法第3条第1項 1人

(電算システム改修業務 1人)

任期付職員法第5条第1項 7人

(公用車運転業務 1人

管理栄養士 1人

地籍調査業務 3人

文書館資料整理業務 2人)

【平成24年度】

任期付職員法第3条第2項 4人

(教員 4人)

任期付職員法第5条第1項 9人

(図書館の民間委託計画業務 1人

地籍調査業務 2人

文書館資料整理業務 2人

商業施設内での市民課窓口サービス提供業務 1人

教育委員会連合会事務局開設準備業務 1人

保育所業務 2人)

【平成25年度】

任期付職員法第5条第1項 6人

(博物館の民間委託計画業務 1人

文書館資料整理業務 1人

地籍調査業務 1人

外郭団体解散に伴う業務 2人

商業施設内での市民課窓口サービス提供業務 1人)

- 任期付短時間勤務職員について、平成18年度の市民課の土日窓口サービスの開始に伴う任期付職員の採用は、当時在籍していた臨時的任用職員から募集し、選考により5条2項で採用。その他の職は、一時的な業務量増への対応や、民間委託計画等の終了までの対応として、5条1項で採用。

### 3 勤務条件等

- 任用は、1年以内。条例の任用上限（4条任期付職員、任期付短時間勤務職員については3年（特に必要がある場合は5年））まで任期を更新する場合がある。更新に当たっては、継続希望調査や人事評価を行い決定する。
- 4条任期付職員の給料表については、一般職給料表の1級から4級までの各級の初号級を使用した4級制で、単一号給から成る「任期付職員給料表」を条例で設けている。  
なお、任期付短時間勤務職員の給料については、勤務時間数に応じた割合を乗じて決定している。任期内に給料額が変動する仕組みは定めていない。
- 4条任期付職員、任期付短時間勤務職員ともに、任用される業務の難易度や責任の程度により給料格付を行っているため、同一業務内での更新であれば昇格はしない。

### 4 更なる活用に向けた課題と対応

- 常勤職員同様に広範囲な公務に従事できるため、臨時・非常勤職員と比べ活用できる業務が多く組織への貢献度が大きく、円滑な組織運営に寄与している。
- 特に、任期付短時間勤務職員は、業務上必要な時間に応じて柔軟に活用できることから、常勤職員の配置と比べ人件費や職員定数を抑制できるとともに、窓口業務拡充や各種相談業務等、複雑・多様化する市民ニーズに柔軟に対応でき、住民サービスの提供に効果を挙げている。
- 当初、任期付短時間勤務職員の中には、元市職員もいた。これは、3年から5年の任期の定めのある任期付職員制度の性質上、現役世代の人材を確保することが困難なことや、任期付職員を充てる業務が行政に携わった中で培った専門的知識や経験が特に有効な職務内容であったこと等が主な理由である。
- 現在では、市役所内部では得難い高度な専門的知識や経験を有する人材の獲得についても、任期付職員制度を活用している。  
平成23年度より、基幹系システムの改修のため高度なIT技術を有する情報技術者を3条任期付職員（1項）として採用し、円滑な改修作業の実現と改修費用の削減に大いに貢献している。そのほか、オリンピック出場経験者を採用し、その高度な見識と経験によりスポーツ振興分野で活躍していただいた。  
また、平成24年度から、本市独自の学級編成基準に基づき複式学級を解消するため、市費負担の任期付教職員を採用し、より充実した教育環境の保持を図っている。
- 今後も行財政改革の一環として、地方分権時代に相応しい効率的な行政組織の実現のため、積極的に任期付職員制度の活用に取り組んでいく予定である。

# 神奈川県逗子市

自治体情報  
担当課  
電話番号

神奈川県逗子市  
総務部職員課  
直通 046-872-8137

人口  
面積  
職員数

60,258人  
17.34km<sup>2</sup>  
447人

(平成26年4月1日現在)

任期付職員の活用状況 (平成26年4月1日現在)

- 1 任期付職員法第3条第2項 4人
- 2 任期付職員法第4条第1項 1人  
(文化プラザホール運営業務 1人)
- 3 任期付職員法第5条第1項・第2項 21人  
(給食調理員 7人、図書館業務 4人  
子ども相談員 3人、清掃作業員 3人  
管理栄養士 1人、防災業務 1人  
協働のまちづくり推進業務 1人  
一般廃棄物処理施設整備業務 1人)

## 1 導入の経緯・背景等

- 従来の非常勤職員の活用では、補助的な業務への任用となり、業務範囲や責任領域、勤務時間において限定的にならざるを得なかった。

また、給与面においても低い水準であることから人員確保が困難な職種があるなどの課題があった。

上記を踏まえ、平成19年7月に、「逗子市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」を制定した。

## 2 具体的活用事例

- これまでの採用数

【平成20年度～平成21年度】

任期付職員法第3条第2項 2人  
(一般廃棄物処理施設整備業務 1人  
文化プラザホール館長 1人)

任期付職員法第5条 7人  
(図書館業務 4人  
文化プラザホール運営業務 2人  
国勢調査業務 1人)

【平成22年度】

任期付職員法第3条第2項 1人  
(教育研究所所長 1人)

任期付職員法第5条 6人  
(給食調理員 3人  
文化プラザホール運営業務 2人  
スポーツ振興計画策定業務 1人)

【平成23年度】

任期付職員法第3条第2項 5人  
(カウンセラー 1人、教育研究所所長 1人  
協働のまちづくり推進業務 1人  
情報発信・行政マネジメント 1人  
防災戦略業務 1人)

任期付職員法第5条 1人  
(給食調理員 1人)

【平成24年度】

任期付職員法第3条第2項 2人  
(支援教育推進業務 1人  
スポーツ振興推進業務 1人)

任期付職員法第4条 1人  
(文化プラザホール運営業務 1人)

任期付職員法第5条 16人  
(一般廃棄物処理施設整備業務 1人  
図書館業務 1人、給食調理員 3人  
カウンセラー 1人  
協働のまちづくり推進業務 1人  
子ども相談員 3人、清掃作業員 3人  
文化振興推進業務 1人  
文化プラザホール運営業務 2人)

【平成25年度】

任期付職員法第3条第2項 1人  
(教育研究所所長 1人)

任期付職員法第5条 8人  
(給食調理員 1人  
文化コーディネーター 2人  
防災業務 1人、保健師・助産師 1人  
文化プラザホール運営業務 1人  
子ども相談員 1人、清掃作業員 1人)

【平成26年度】

任期付職員法第3条第2項 1人  
(カウンセラー 1人)

任期付職員法第5条 2人  
(給食調理員 1人、管理栄養士 1人)

### 3 勤務条件等

- 任期付短時間勤務職員の職種について、当初は、今後委託化が見込まれる職場（5条1項）や、業務の見直しにより住民サービスが向上される職場（5条2項）等を想定していた。特に、施設の早期開館などサービス提供時間の延長や、来客の多い時間帯における人員体制の強化を行う場合等は、公務の能率的運営を確保する観点から任期付短時間勤務職員（5条2項）としての採用を検討した。
  - 任期付短時間勤務職員のうち、文化プラザホール運営業務、文化コーディネーター業務、一般廃棄物処理施設整備業務及び清掃作業員については、5条第1項により任用。その他の職員は5条第2項により任用。
  - 子ども相談員及び文化コーディネーターについては、非常勤職員では臨時又は緊急の業務への対応が困難であること、責任領域や勤務時間に制限があったことから、当該職種について、任期付職員の職として転換を行った。  
保健師・助産師については、非常勤職員では処遇面（主に給与面）から人員確保が大変困難であったことから、当該職種については、処遇改善の観点から任期付職員の職として転換を行った。
  - 非常勤職員は原則週3日で補助的業務を担当、任期付短時間勤務職員は原則週4日で本格的業務を担当することとし、責任の違いを明確にしている。
  - 任期付短時間勤務職員については、常勤職員とは区別して、予算編成の過程等を通じて別途管理しているが、今後、行革等による総人件費削減策との関連性の中で管理をしていく必要がある。
- 3条任期付職員は、「逗子市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」に基づき、給料表における格付を決定し、4条任期付職員・任期付短時間勤務職員は、職務の責任の度合いに応じて決定された等級に応じた単一号給で運用している。
  - 4条任期付職員・任期付短時間勤務職員の任期は原則3年以内。原則として採用時から3年任期での任用は行わず、1年任期での勤務評定の結果を踏まえ、1年ごとに更新を判断している。  
また、任期終了後、公募による競争試験の実施、選考による能力の実証を得た上で、再度の任用により改めて同一の者を任用することは可能としている。

# 愛知県半田市

自治体情報  
担当課  
電話番号

愛知県半田市  
企画部人事課  
直通 0569-84-0607

人口 119,100人  
面積 47.24km<sup>2</sup>  
職員数 1,316人

(平成26年4月1日現在)

任期付職員の活用状況 (平成26年4月1日現在)

|   |   |      |
|---|---|------|
| 1 | 任期付職員法第3条第1項  | 2人   |
| 2 | 任期付職員法第4条第1項<br>(防災専門員 1人)                                | 1人   |
| 3 | 任期付職員法第5条第2項  | 261人 |
|   | 〔 保育士・幼稚園教諭 147人<br>保育補助 31人<br>看護助手 54人<br>交通指導員 11人など 〕 |      |

## 1 導入の経緯・背景等及び具体的活用事例

- 多様化・高度化する行政ニーズに対応するため、正規職員のほか、事務の種類や性質に応じ、非常勤職員を活用してきたが、任用期間、業務範囲などの点で、任用の実情と法的位置付けが明確でないという課題があったため、非常勤職員の身分、勤務条件、保育ニーズ等を整理する中で、任期付職員の導入を検討し、平成23年12月に「半田市一般職の任期付職員の採用に関する条例」を制定した。
- これまでの採用数  
【平成24年度】  
任期付職員法第3条第1項 2人  
(医師 2人)  
任期付職員法第5条第2項 194人  
(保育士・幼稚園教諭【早延長及び障害加配】 147人  
保育補助 31人、交通指導員 15人  
図書整理 1人)
- 現在、非常勤職員から任期付職員への移行の途中であるが、身分の安定や事務の効率化などで効果を挙げている。
- 今後は定員の適正化の観点から、業務における正規職員の適正な配置に取り組む中で、職種によっては任期付職員の更なる活用について検討する必要がある。  
また、年金支給年齢の引上げに伴い、再任用職員が増加することも考えられ、非常勤職員、任期付職員との住み分けが課題となってくるものと考えている。

## 2 勤務条件等

- 任期付短時間勤務職員の採用に当たって、非常勤職員としての任用から任期付職員としての任用への移行を希望する職員については、面接や勤務実績等による評価を実施し、その結果も考慮して選考している。
- 4条任期付職員及び任期付短時間勤務職員の任期は原則1年で、2回まで更新できることとしている(最長3年)。採用時から3年間を任期とする任用は行わず、1年ごとの勤務評定の結果を踏まえ、1年単位で更新を判断することとしている。  
なお、3年の任期終了後、選考等により改めて同一の者を再度任用することは可能としている。
- 任期付短時間勤務職員の給与は、非常勤職員として任用を行っていた際の設定を移行。  
4条任期付職員及び任期付短時間勤務職員の給料表は、正規職員の給料表を参考に、条例において、職種ごとに職務内容や採用の困難さなどを考慮して設定している。  
また、任期更新の際、職務の専門性等に鑑み、勤務実績の結果を踏まえ、実質的に昇給ができる取扱いとしている。



# 鳥取県鳥取市

自治体情報  
担当課  
電話番号

鳥取県鳥取市  
総務部職員課  
直通 0857-20-3107

人口  
面積  
職員数

192,660人  
765.66km<sup>2</sup>  
1,289人  
(平成26年4月1日現在)

任期付職員の活用状況 (平成26年4月1日現在)

- |   |                  |       |
|---|------------------|-------|
| 1 | 任期付職員法第3条第2項     | 3人    |
| 2 | 任期付職員法第4条第1項     | 14人   |
|   | 技師(土木・建築関係)      | 11人   |
|   | 一般事務(キャスター2人を含む) | 3人    |
| 3 | 任期付職員法第5条第2項     | 152人  |
|   | 保育士              | 77人   |
|   | 調理員              | 55人など |

## 1 導入の経緯・背景等

○ 平成15年12月に「鳥取市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」を制定し、土木・建築関係や、イベントの実施等の一時的な業務量の増加に対応するため、任期付職員を活用してきた。

○ 一方、保育所の運営を担う保育士については、これまで構造改革特区の特例措置(※)の適用を受け、臨時的任用職員として3年を上限とした任用を行ってきたところである。

○ しかし、  
① 専門職の人材確保が困難であったこと  
② 事実上、正規職員と同様の本格的な業務に従事している実態があったこと  
③ 議会等から、臨時的任用職員の処遇改善について要望があったこと  
等の事情がある中で、保育サービスを提供する体制を維持するため、任期付短時間勤務職員(5条2項)の職としての転換について検討を行い、平成26年4月より、段階的に臨時的任用職員としての任用から任期付短時間勤務職員としての任用へ移行していくこととした。

○ 平成25年4月時点で約300人在籍していた臨時的任用の保育士・調理員について、平成26年4月時点で約130人を任期付短時間勤務職員(5条2項)としての任用へ移行したところであり、今後、3年間で段階的に移行を進めていく予定である。

(※) 構造改革特区に係る特例措置  
(構造改革特別区域法第24条)

(名称)  
地方公務員に係る臨時的任用事業

(特例措置の概要)  
通常1年以内しか認められない地方公務員の臨時的任用について、地域固有の課題に対応する必要等がある場合は、1年を超えた臨時的任用(最大3年以内)を認めるもの。

(主な要件)  
○ 当該地方公共団体がその職務の遂行について資格要件を必要とする職について人材の需給状況等に鑑み、更新された任用の期間の満了の際、現に任用している職員以外の者をその職に任用することが困難であるとき。

○ 任命権者は臨時的任用の状況の公表その他の当該臨時的任用の適正な実施を確保するために具体的な措置(講ずる措置に係る計画等)を策定すること。

## 2 導入に当たっての検討事項等

- これまで臨時的任用職員として任用してきた保育士・調理員を任期付職員に移行するに当たっては、まず、人件費の増加が課題となったが、処遇の改善を行う必要性（人材確保の困難な状況等）を踏まえつつ、正規職員も含めた人件費総体で原資超過しないことを前提に説明し、議会等の理解を得た。
- また、これまでの臨時的任用職員は、原則フルタイムでの勤務であったため、任期付短時間勤務職員に移行することによって1人当たりの勤務時間が減少することから、職員体制（シフト）の見直しについて検討することが必要であった。  
そこで、任期付短時間勤務職員への移行に際しては、保育士職場のローテーションを見直す等の検討を行うとともに、人数についても、単に1対1の転換とするのではなく、所属や業務内容を踏まえた上で、人員を増加させるなど、現場の業務運営に支障が出ないよう配慮した。

## 3 臨時的任用職員としての勤務成績の考慮、給与の取扱い

- 任期付短時間勤務職員への移行に当たっては、それ以前の臨時的任用職員としての勤務成績について考慮することはせず、あくまでも試験上位者を採用することとした。
- 4条任期付職員及び任期付短時間勤務職員について、任期については3年とし、任期終了時に当該事業がある一定の期間更に継続することが考えられる場合、競争試験を行い、その試験に合格することでのみ、再度の任用を実施することを想定している。  
なお、再度の任用に上限回数は設けていない。
- 4条任期付職員及び任期付短時間勤務職員について、給与については、条例で1～3級の単一号給とし、その職務の複雑性、困難性及び責任の度合いに応じて格付し、当該職級に応じた給与を支給している。  
また、任期途中の定期昇給や採用時の前歴換算は行っていない。

※ 資格が必要な職種は2～3級と上位の格付を行っており、それ以外の場合でも、精神的・肉体的な負担が大きい業務や、知識・経験が必要とされる職種についても、上位の格付を実施している。

## 4 更なる活用に向けた課題と対応

- 今後も段階的に、臨時的任用職員から任期付職員への移行を進めていくことを検討しているが、その際、前述のようにフルタイムから短時間への移行となることから、その穴埋めとなる新たな職員の確保が課題となる。
- 特に、保育士については、現状でも保育士不足によりその確保が困難な状況であることを踏まえると、今後も保育現場の運営体制と人員確保の状況に留意しつつ、段階的に移行を進めることが必要である。

# 岡山県真庭市

自治体情報  
 担当課 岡山県真庭市  
 総務部総務課  
 電話番号 直通 0867-42-1150

人口 48,895人  
 面積 828.43km<sup>2</sup>  
 職員数 852人  
 (平成26年4月1日現在)

## 任期付職員の活用状況 (平成26年4月1日現在)

- 1 任期付職員法第3条第2項 7人
- 2 任期付職員法第4条第1項 9人  
 ( 調理員・校務員 3人  
   技術員 3人  
   清掃技術員 3人 )
- 3 任期付職員法第5条第1項・第2項 228人 (※)

## 1 導入の経緯・背景等

○ 真庭市では、平成17年の市町村合併を機に、臨時・非常勤職員について、旧9町村ごとの処遇等の見直し整理を実施したものの、実態としては正規職員の欠員を補う臨時的任用職員が引き続き存在し、平成22年度においてこのような職員の在り方について検討していたところ、議会等で指摘されたこともあり、改善策として任期付職員制度を導入することとした。

その後、平成23年1月議会において「真庭市一般職の任期付職員の採用に関する条例」を制定し、本来臨時的任用職員では対応できない業務や資格を必要とする職種等について、臨時的任用職員に替えて任期付短時間勤務職員を任用することとした。

## 2 具体的活用事例

○ これまでの採用数

### 【平成23年度】

任期付職員法第5条 215人  
 (老人ホーム支援員 4人、母子自立支援員 1人  
 子育て支援員 2人、栄養士 11人、看護師 1人  
 保育士・幼稚園教諭 98人、療育支援保育士 1人  
 保健師 1人、調理員 62人  
 介護認定調査員 7人、ケアマネジャー 9人  
 自然観察専門員 1人、校務員 14人  
 図書館司書 2人、学校事務員 1人)

### 【平成24年度】

任期付職員法第3条第2項 6人  
 (病院事務部長 1人、少人数学級講師 5人)  
 任期付職員法第5条 21人  
 (母子自立支援員 1人、栄養士 2人  
 看護師 1人、保育士 9人、調理員 4人  
 ケアマネジャー 3人、環境保全専門員 1人)

### 【平成25年度】

任期付職員法第3条第2項 4人  
 (少人数学級講師 4人)  
 任期付職員法第4条 9人  
 (調理員・校務員 3人、技術員 3人、清掃技術員 3人)  
 任期付職員法第5条 21人  
 (一般事務(障がい者) 1人、栄養士 2人  
 保育士 6人、保健師 2人、調理員 8人  
 自然観察専門員 1人、図書館司書 1人)

### 【平成26年度】

任期付職員法第3条第2項 4人  
 (少人数学級講師 4人)  
 任期付職員法第5条 112人  
 (一般事務(障がい者) 1人、建築士 1人  
 老人ホーム支援員 4人、子育て支援員 2人  
 栄養士 9人、保育士・幼稚園教諭 50人  
 療育支援保育士 1人、保健師 1人、調理員 25人  
 介護認定調査員 6人、ケアマネジャー 2人  
 校務員 8人、図書館司書 2人)

○ 任期付短時間勤務職員(5条1項)の職は、学校整備計画、幼保整備計画、民間委託等により、今後5年間で削減が見込まれる職を設定した。

### (※) 任期付職員法第5条(228人)の職種内訳

一般事務(障がい者) 2人  
 建築士 1人  
 老人ホーム支援員 5人  
 母子自立支援員 1人  
 子育て支援員 2人  
 栄養士 13人  
 看護師 1人  
 保育士 84人  
 幼稚園教諭 14人  
 療育支援保育士 1人  
 保健師 2人  
 調理員 67人  
 介護認定調査員 8人  
 ケアマネジャー 9人  
 環境保全専門員 1人  
 自然観察専門員 1人  
 校務員 13人  
 図書館司書 3人

(一時的な業務量増への対応(建築士)や具体化している幼保施設・学校の統合計画終了までの対応(保育士・幼稚園教諭・調理員・校務員等)は任期付職員法第5条第1項での採用。その他の職は、第2項で採用。)

### 3 臨時・非常勤職員で任用してきた職種からの転換事例

- 臨時・非常勤職員で任用してきた職のうち、本来臨時的任用職員では対応できない業務や資格を必要とする職種等で、1年を超えて必要とされる職について、4条任期付職員や任期付短時間勤務職員の職として転換した。  
一般事務補助など、補助的な業務、単純な施設管理業務、1年以下の短期的な業務については、引き続き臨時・非常勤職員として任用している。
- 4条任期付職員の9人は、地方公務員法第17条一般職非常勤職員としての任用から移行。  
任期付短時間勤務職員のうち、一般事務（障がい者）、建築士、看護師（保育園）、保健師（産休の代替）及び環境保全専門員を除く職種については、地方公務員法第22条臨時的任用職員としての任用からの移行（任期付職員制度導入年（平成23年度）の採用数215人のうち、190人が移行）。
- 転換に伴う人件費に係る予算への影響については、議会に対し、移行前と移行後を比較・説明した。【参考資料】

### 4 勤務条件等

- 毎年12月頃に実施する業務量調査等に基づき、各担当課と次年度の任期付職員の必要人数等について協議し、募集人数等を決定している。
- 給料表については、真庭市職員給与条例に4条任期付職員及び任期付短時間勤務職員の給料表を制定した。専門的な知識や経験に鑑み、職種や職務内容、責任の度合いに応じて、それぞれの職種における正規職員の新卒（高卒・大卒）の初任給と同等の金額を基準に設定した。  
また、職務表の範囲で経験、勤務の状況を考慮し給与を決定（担当の職務によって給料表の適用を変更）している。
- 4条任期付職員及び任期付短時間勤務職員については、任期終了後、再度の任用もあり得る。この場合、一般応募者と同様に採用試験に応募し、選考されることとなる。なお、採用後、従前の勤務状況等を考慮した配属等を行い、給与面も職務内容や責任の度合いに応じたものとしている。
- 4条任期付職員及び任期付短時間勤務職員の中でも職務内容に差異が生じている状況があり、人事評価制度の導入と幅広い職責に応じた給料表の設定、それに応じた職務表を検討し、業務に見合った処遇への反映が課題である。

## 【参考資料】

## ○ 平成23年度当初予算での試算

(単位：千円)

|          | 臨時職員216人分 | 任期付職員当初予算 | 増減     |
|----------|-----------|-----------|--------|
| 臨時職員賃金   | 430,288   |           | 38,627 |
| 任期付職員給与費 |           | 468,915   |        |
| 社会保険料    | 56,204    | 67,844    | 11,640 |
| 計        | 486,492   | 536,759   | 50,267 |

※ 任期付職員に転換する臨時職員216人分を、臨時職員賃金とした場合と任期付職員給与費とした場合の比較